

# 第 6 次

## 黒石市地域福祉活動計画

みんなで支えあい  
誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの  
実現を目指して

令和 3 年度～令和 7 年度



社会福祉法人 黒石市社会福祉協議会



## はじめに

全世界を席卷した新型コロナウイルス感染症は、高齢者や障害のある人、経済的困窮者など、福祉が支援や解決に日々取り組んでいる“社会の脆弱なところ”を直撃し、人と人とが向かい合うことに基本をおく福祉の現場に大きな影響を及ぼしました。



少子高齢化と人口減少の進行、単身世帯の拡大、地域や家族、企業等の共同体機能の弱体化が進むなか、さまざまな生きづらさ、暮らしぶらさを抱える人、また、望まない孤独・孤立の状態にある人が増加しており、コロナ禍において課題は一層深刻化しています。

そのような中、令和 2 年に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進は「地域住民が主体である」ことが明示されました。改めて、地域福祉を推進する中心的な団体としての位置づけられている「社会福祉協議会」の役割は重要になっています。

このたび、黒石市社会福祉協議会では、地域福祉を計画的かつ総合的に推進していくために「黒石市地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は、町内会、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会をはじめとする関係団体等が連携を図りながら、地域住民・ボランティア等や行政との協働のもとに地域福祉を推進していくための活動・行動計画であります。計画の推進にあたっては広範な皆様からのご理解とご協力が不可欠であると考えています。

本計画に掲げている「みんなで支えあい、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指して」今後も努力してまいりますので、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました多くの関係者各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和 3 年 11 月

社会福祉法人 黒石市社会福祉協議会  
会 長 鳴 海 勝 文

# も く じ

## 第1章 地域福祉活動計画策定の基本方針

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 第1節 | 社会的背景と計画策定の目的    | 1 |
| 第2節 | 地域福祉活動計画の位置づけと役割 | 1 |
| 第3節 | 計画の基本目標          | 1 |
| 第4節 | 計画の期間と構成         | 2 |
| 第5節 | 計画の策定体制          | 2 |

## 第2章 黒石市の概要及び社会福祉の状況

|     |                   |   |
|-----|-------------------|---|
| 第1節 | 黒石市の概要            | 3 |
| 第2節 | 黒石市社会福祉協議会の沿革と現状  | 3 |
| 第3節 | 黒石市の現状            | 4 |
| 第4節 | 黒石市社会福祉協議会の特徴的な事業 | 6 |
| 第5節 | 黒石市社会福祉協議会の組織図    | 9 |

## 第3章 計画の基本目標と基本計画

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 第1節 | 計画の体系図                   | 10 |
| 第2節 | 基本目標Ⅰ「住民の心が通い合う地域づくり」    | 11 |
| 第3節 | 基本目標Ⅱ「安心できる未来に向けての人づくり」  | 15 |
| 第4節 | 基本目標Ⅲ「自分らしく生きるためのしくみづくり」 | 18 |
| 第5節 | 基本目標Ⅳ「市民のニーズに応える社協づくり」   | 22 |

## 資 料

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 第6次 | 黒石市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱    | 25 |
|     | 「策定委員会」委員名簿と「策定委員会」開催状況 | 27 |
|     | 「検討委員会」委員名簿と「検討委員会」開催状況 | 28 |

# 第 1 章

## 地域福祉活動計画策定の基本方針

第 1 節 社会的背景と計画策定の目的

第 2 節 地域福祉活動計画の位置づけと役割

第 3 節 計画の基本目標

第 4 節 計画の期間と構成

第 5 節 計画の策定体制



# 第1章 黒石市地域福祉活動計画策定の基本方針

## 第1節 社会的背景と計画策定の目的

我が国の社会情勢は、少子高齢化や核家族化の急速な進展、地域におけるつながりの希薄化や個人情報への配慮など、住民の暮らしの基盤である地域社会の環境が大きく変化するなか、福祉課題はますます複雑化・多様化の一途をたどっています。また、新型コロナウイルスの発生により、社会経済へ与えた影響は大きく、個人や世帯が抱える課題はより一層深刻化しています。

人々の価値観や考え方、ライフスタイルの変化に加え、日常生活におけるSNSなどの普及により、情報取得だけでなく情報発信がより手軽になり、従来顔の見える関係とは異なる広範囲の新しい人間関係も生まれています。多様化する人間関係のなかで住民同士の「つながり」が希薄していることは地域福祉活動に影響を与えていますが、その一方で、毎年各地で発生する様々な自然災害を受けて「防災」が地域の話題にあがるようになり、住民同士のたすけあいの重要性についての認識は広まりつつあります。このような時代の変化も受け入れながら安心できる街づくりをしていくためには、地域で生活を営む住民同士のつながりを再確認し、より密接に支えあい・助けあうことが大切と言えます。

そこで、コロナ禍で得た教訓を生かし、国が提唱する「新しい生活様式」の中で、地域共生社会の構築に欠かすことのできない持続的かつ普遍的な地域連携ネットワークの実現と、5年後、10年後を見据えた「だれもが安心して暮らせる地域づくり」の一層の醸成をめざし、「第6次地域福祉活動計画」を策定します。

## 第2節 地域福祉活動計画の位置づけと役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、都道府県、市区町村を単位に1つずつ設置されています。地域住民やボランティア、福祉関係者・行政機関などと連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、その事業展開において重要な位置を占めることとなります。

「第6次黒石市地域福祉活動計画」は、第4次黒石市地域福祉計画を機先に、黒石市成年後見制度利用促進基本計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者支援計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、健康くろいし21(健康増進計画)、子ども・子育て支援事業計画、その他福祉に関連する計画など、黒石市社会福祉協議会が関連する行政計画との整合性を図りながら住民や関係する諸団体と協働する活動方針を示しています。

## 第3節 計画の基本目標

地域福祉活動計画は、黒石市社会福祉協議会が基本理念とする「みんなで支えあい、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現をめざして掲げている、次の4つの柱を基本目標として策定します。

### 基本目標1 住民の心が通い合う地域づくり

**基本目標 2 安心できる未来に向けての人づくり**

**基本目標 3 自分らしく生きるためのしくみづくり**

**基本目標 4 市民のニーズに応える社協づくり**

#### **第4節 計画の期間と構成**

- (1)計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年計画とします。次期計画については、「黒石市地域福祉計画」と同一期間にすることを予定しています。
- (2)計画の構成 実施計画は、各基本計画における現状と課題に対する具体的な内容を設定し、事業名と内容・協働団体等・年次計画で構成します。

#### **第5節 計画の策定体制**

##### (1)地域福祉活動計画策定委員会の設置

第6次黒石市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱により、社会福祉施設、福祉関係団体、地域住民代表、教育関係団体、行政関係者、学識経験者から12名の委員を委嘱し、意見・提言を受けるとともに、計画を総合的に策定しました。

##### (2)地域福祉活動計画検討委員会の設置

計画を策定するにあたり、社会福祉施設、福祉関係団体、地域住民代表、教育関係団体、行政関係者、社協職員等から、20名の委員を委嘱して、基本計画の原案について作成しました。

「障害」と「障がい」の表記について

この計画では、法律や他の機関・団体、サービスの名称等の固有名詞を用いる場合などを除き、“障害”を「障がい」という表記で統一しています。

# 第 2 章

## 黒石市の概要及び社会福祉の状況

第 1 節 黒石市の概要

第 2 節 黒石市社会福祉協議会の沿革と現状

第 3 節 黒石市の現状

第 4 節 黒石市社会福祉協議会の特徴的な事業

第 5 節 黒石市社会福祉協議会の組織図



## 第2章 黒石市の概要及び社会福祉の状況

### 第1節 黒石市の概要

#### 【沿革】

昔、蝦夷(えぞ)の住むところが久慈須(くじす)とか国栖(くにす)等と呼ばれました。「くろいし」は、これが転訛したものといわれています。

明暦2年(1656年)に藩祖信英(のぶふさ)公が弘前藩から分知以来、城下町として栄え、明治以後も南津軽郡役所の所在地として、政治・経済・文化の中心をなしていました。

昭和29年(1954年)7月1日に南津軽郡の黒石町、中郷村、六郷村、山形村、浅瀬石村(1町4村)が合併し、県内で4番目の市制を施行しました。また、昭和31年(1956年)10月1日には境界変更により尾上町の一部を編入しました。

国道102号と県土を横断する国道394号、さらには東北自動車道黒石インターチェンジを擁し、至近距離に青森空港があるなど、交通の要衝となっています。古くから「りんごと米と温泉の田園観光都市」として親しまれており、「中町のみせ」が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるなど、特に城下町の風情を残した街並みや建造物が高く評価されています。

#### 【位置と地勢】

黒石市は、十和田湖の北西、津軽平野の東南部に位置しており、最長部分で東西23.3km南北17.5kmのひょうたん形をしています。面積は217.05km<sup>2</sup>で青森県のほぼ中心を占め、いわば「青森県のへそ」の部分にあたります。

総面積の8割を占める東部の山岳地帯は八甲田連峰に連なり、平坦部は津軽平野の一部をなしており、豊かな自然と良質な土壤に恵まれ、味の良い「黒石米」と「黒石りんご」の主産地として知られています。

また、十和田湖北西の櫛ヶ峰に源を發し、南部を東西に貫流している浅瀬石川流域の各所には、温泉が湧出し、その周辺は「黒石温泉郷県立自然公園」に指定されています。

### 第2節 黒石市社会福祉協議会の沿革と現状

黒石市が市制施行したことに伴い、昭和29年8月10日に黒石市社会福祉協議会(以下、市社協という)が発足しました。

その後、昭和41年4月30日に厚生大臣に法人化を申請し、昭和42年3月1日に県内では11番目の社会福祉法人認可を受けて、地域福祉活動を中心に事業を展開しています。黒石市から老人福祉センターや児童館児童センターの管理運営などの委託事業だけでなく、「愛の授産所」(知的障害者の小規模授産所)の開設やNPO法人あおぞら作業所の設立支援など、ボランティア活動の振興と民間レベルでの知的障害者福祉向上の基礎を構築しました。また、平成12年には毎戸会費制度を開始し、市社協の活動だけではなく地区社協活動の活動財源が確保されるなど、黒石市らしい地域福祉活動を推進してきました。少子・高齢化に伴う生活様式の変動や、家族の扶養機能の脆弱化を含む人間関係の希薄化に対応すべく、地域、行政、関係機関と協働した要援護世帯の見守り支援ネットワーク構築による住民参加型の地域福祉推進に取り組んでいます。

第5次計画以降では、「日常生活自立支援事業」の基幹的社協として判断力が不十分な方の包括的な支援を図り、権利擁護事業推進の足がかりを模索しています。

### 第3節 黒石市の現状

#### (1)人口と世帯数の推移と高齢者の現状

本市の人口は、昭和35年の国勢調査での41,033人をピークに減少し続け、減少傾向に歯止めがかかっておりません。一方、高齢者数・高齢化率は増加傾向にあります。

世帯数は増加傾向にあり、高齢者世帯数も同様です。

| 年    | 世帯数(世帯) | 人口(人)  | 1世帯当たり人口(人) | 65歳以上人口(人) | 高齢化率(%) | 高齢者世帯数(世帯) |
|------|---------|--------|-------------|------------|---------|------------|
| 平成28 | 13,638  | 34,341 | 2.52        | 10,444     | 30.4    | 1,630      |
| 平成29 | 13,705  | 33,789 | 2.47        | 10,590     | 31.3    | 1,674      |
| 平成30 | 13,750  | 33,284 | 2.42        | 10,691     | 32.1    | 1,679      |
| 令和元  | 13,818  | 32,900 | 2.38        | 10,870     | 33.0    | 1,692      |
| 令和2  | 13,838  | 32,327 | 2.34        | 10,936     | 33.8    | 1,709      |

(令和3年度版黒石市社会福祉の概況、黒石市HPより)

#### (2)児童・ひとり親世帯の状況

本市における総児童数は減少傾向にあり、令和2年度では1,312人となっております。

また、ひとり親世帯についても同様に減少傾向にあり、令和2年度では488世帯となっております。

| 年    | 学校数(校) | 学級数(級) | 1年生の数(人) | 総児童数(人) | ひとり親世帯(世帯) |
|------|--------|--------|----------|---------|------------|
| 平成28 | 10     | 71     | 226      | 1,434   | 559        |
| 平成29 | 10     | 70     | 225      | 1,372   | 531        |
| 平成30 | 10     | 66     | 224      | 1,327   | 519        |
| 令和元  | 9      | 64     | 224      | 1,334   | 496        |
| 令和2  | 4      | 47     | 220      | 1,312   | 488        |

(黒石市教育委員会の調査、令和3年度版黒石市社会福祉の概況より)

#### (3)障害者手帳の交付状況

##### ①身体障害者手帳(等級は低い数字ほど重度)

身体障害者については、視覚障害、聴覚障害、音声・言語障害、肢体不自由、内部障害の5区分あります。

(人)

| 年    | 1級  | 2級  | 3級  | 4級  | 5級 | 6級 | 合計    |
|------|-----|-----|-----|-----|----|----|-------|
| 平成28 | 524 | 255 | 286 | 407 | 78 | 83 | 1,633 |
| 平成29 | 509 | 257 | 274 | 393 | 77 | 85 | 1,595 |
| 平成30 | 486 | 244 | 263 | 376 | 75 | 82 | 1,526 |
| 令和元  | 511 | 247 | 257 | 383 | 74 | 86 | 1,558 |
| 令和2  | 499 | 240 | 245 | 373 | 75 | 83 | 1,515 |

(令和3年度版黒石市社会福祉の概況より)

②愛護手帳

判定は2種類あり、A判定は重度、B判定は軽度となっています。(人)

| 区分 | 平成28年 |     |     | 平成29年 |     |     | 平成30年 |     |     | 令和元年 |     |     | 令和2年 |     |     |
|----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|
|    | A     | B   | 計   | A     | B   | 計   | A     | B   | 計   | A    | B   | 計   | A    | B   | 計   |
| 児  | 13    | 37  | 50  | 13    | 32  | 45  | 11    | 34  | 45  | 13   | 31  | 44  | 12   | 36  | 48  |
| 者  | 111   | 169 | 280 | 113   | 177 | 290 | 108   | 175 | 283 | 109  | 181 | 290 | 108  | 183 | 291 |
| 計  | 124   | 206 | 330 | 126   | 209 | 335 | 119   | 209 | 328 | 122  | 212 | 334 | 120  | 219 | 339 |

(令和3年度版黒石市社会福祉の概況より)

③精神障害者保健福祉手帳(等級は低い数字ほど重度)

精神障害のある方が、自立した生活と社会参加の一助となることを目的としています。

(人)

| 等級 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|----|-------|-------|-------|------|------|
| 1級 | 76    | 81    | 67    | 69   | 70   |
| 2級 | 164   | 175   | 179   | 187  | 180  |
| 3級 | 45    | 41    | 36    | 45   | 46   |
| 合計 | 285   | 297   | 282   | 301  | 296  |

(令和3年度版黒石市社会福祉の概況より)

(4)介護保険の状況

認定者数については平成29年には減少したものの、以降は再び増加傾向にあります。(人)

| 年    | 年間介護給付費保険給付額   | 総人口    | 65歳以上人口 | 第1号保険者 | 認定者数  | 受給者数  |
|------|----------------|--------|---------|--------|-------|-------|
| 平成28 | 3,040,609,229円 | 34,341 | 10,444  | 10,433 | 1,962 | 1,750 |
| 平成29 | 3,070,570,043円 | 33,789 | 10,590  | 10,577 | 1,871 | 1,563 |
| 平成30 | 2,941,710,355円 | 33,284 | 10,691  | 10,665 | 1,893 | 1,454 |
| 令和元  | 2,892,118,871円 | 32,900 | 10,870  | 10,846 | 1,909 | 1,473 |
| 令和2  | 3,022,707,713円 | 32,327 | 10,936  | 10,915 | 1,932 | 1,474 |

(令和3年度版黒石市社会福祉の概況より)

(5)生活保護の状況

令和2年度の保護世帯数は、月平均574世帯で、保護人員は669人になっています。

また、保護率は20.93%となっており、県平均の23.42%よりも下回っています。(人)

| 年  | 世帯  |       |       | 人員  |       |       | 保護率(%) | 一世帯あたりの人員 |
|----|-----|-------|-------|-----|-------|-------|--------|-----------|
|    | 世帯数 | 指数    | 前年対比  | 人員  | 指数    | 前年対比  |        |           |
| 23 | 502 | 100.0 |       | 624 | 100.0 |       | 17.46  | 1.24      |
| 28 | 540 | 107.6 | 101.7 | 643 | 103.0 | 100.6 | 19.00  | 1.19      |
| 29 | 557 | 111.0 | 103.1 | 654 | 104.8 | 101.7 | 19.59  | 1.17      |
| 30 | 579 | 115.3 | 103.9 | 675 | 108.2 | 103.2 | 20.56  | 1.17      |
| 元  | 586 | 116.7 | 101.2 | 685 | 109.8 | 101.5 | 21.16  | 1.17      |
| 2  | 574 | 114.3 | 98.0  | 669 | 107.2 | 97.7  | 20.93  | 1.17      |

※指数は、平成23年度の世帯数502、人員624を「100」とする。(令和3年度版黒石市社会福祉の概況より)

## 第4節 黒石市社会福祉協議会の特徴的な事業

「第3節 黒石市の現状」において、様々な地域課題が考えられる中で、地域福祉活動の支援や少子化に伴う子育て支援、また、様々な要因から困窮状態にある方への自立支援など特徴的な事業を掲載します。

### (1)地域活動支援事業

町内会や地区社協が住民のニーズや地域の特色を活かして取り組む地域活動への助成や支援をとおして“住民参加による福祉のまちづくり”を推進しています。

#### 【活動別取り組み状況】※令和2年度実績より抜粋

|  |         |  |     |        |      |
|--|---------|--|-----|--------|------|
| 1  | (活動名)   | (開催条件 / 助成額)   |     |        |      |
|  | ふれあいサロン | (2~3回)初回申請：8,000円、2回目：6,000円、3回目：4,000円<br>(4回以上)初回申請：12,000円、2回目：10,000円、3回目：8,000円 |     |        |      |
| (活動内容)生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に茶話会、会食、レクリエーション、健康体操などのサロン活動を定期的開催。仲間作りの場を提供。 |         |  |     |        |      |
| (団体数)  | 9団体     | (延回数)  | 46回 | (延参加者) | 552人 |

|   |        |  |     |        |     |
|---|--------|--|-----|--------|-----|
| 2   | (活動名)  | (開催条件 / 助成額)   |     |        |     |
|   | ふれあい除雪 | 初回申請：15,000円、2回目：12,000円、3回目：10,000円<br>※対象者からの利用料徴収必須 |     |        |     |
| (活動内容)支え合い意識高揚のため、町内の一人暮らし高齢者・高齢者世帯で、自力で生活道路の除雪が困難な世帯を対象に、町内の除雪ボランティアで実施。 |        |  |     |        |     |
| (団体数)   | 2団体    | (延回数)  | 14回 | (延参加者) | 86人 |

|   |        |  |    |        |     |
|---|--------|--|----|--------|-----|
| 3   | (活動名)  | (開催条件 / 助成額)                                     |    |        |     |
|   | 子育てサロン | 初回申請：8,000円、2回目：6,000円、3回目：3,000円<br>※年2回以上の開催必須 |    |        |     |
| (活動内容)子育て中の家庭を対象に、保護者同士、子ども同士が気軽に情報交換・相談・おしゃべり・趣味を楽しむ交流の場を設け、子育てについての不安解消を図る。 |        |  |    |        |     |
| (団体数)   | 3団体    | (延回数)  | 7回 | (延参加者) | 87人 |



(2)児童館・児童センターの管理運営

黒石市では5か所の児童館、児童センターがありますが、市社協では黒石市の指定管理を受けて、児童館1か所と児童センター2か所を管理運営し、地域や関係機関・団体と協働して子どもが安全で安心できる居場所づくりと子育て支援を推進しています。

○児童館・児童センターの利用状況(人)

| 年度 | 西部児童館  | 上十川児童館 | 東児童センター | 北地区児童センター |
|----|--------|--------|---------|-----------|
| 28 | 11,041 | 10,754 | 18,597  | 13,744    |
| 29 | 15,384 | 9,912  | 19,417  | 12,217    |
| 30 | 13,874 | 8,803  | 15,942  | 11,434    |
| 元  | 10,424 | 8,395  | 14,916  | 12,461    |
| 2  | 8,895  | 8,199  | 15,272  | 7,922     |

(3)りんごクラブ(放課後児童健全育成事業)の開設

共働き家庭等留守家庭の小学校に就学している児童に対して、児童館や公民館等で放課後等に適切な遊びや生活の場を提供しています。市内に10地区のりんごクラブが開設されていますが、その内8か所を黒石市から委託を受けて開設しています。

○りんごクラブ登録状況(人)

| 年度 | 山形 | 牡丹平 | 追子野木 | 東   | 西部 | 北  | 上十川 | 六郷 |
|----|----|-----|------|-----|----|----|-----|----|
| 28 | 45 | 50  | 35   | 108 | 61 | 51 | 46  | 32 |
| 29 | 39 | 43  | 42   | 87  | 76 | 40 | 41  | 38 |
| 30 | 31 | 30  | 41   | 85  | 60 | 46 | 42  | 39 |
| 元  | 28 | 31  | 49   | 79  | 58 | 57 | 52  | 39 |
| 2  | 33 | 31  | 53   | 82  | 48 | 47 | 52  | 40 |



令和3年3月上十川児童館閉館



サイエンスショーに興味津々



黒石名物“こけす”熱戦中!!

#### (4)生活困窮者自立相談支援事業の実施

様々な要因により就労できない、住居がない、経済的に困っている等、問題や悩みを抱えている方々の相談に応じ、寄り添いながら継続して自立をめざして支援しています。

##### ○相談受付状況(新規件数のみ)

| 年度 | 男性  | 女性 | 不明 | 相談受付合計 |
|----|-----|----|----|--------|
| 28 | 31  | 36 | 2  | 69     |
| 29 | 32  | 30 | 1  | 63     |
| 30 | 37  | 38 | 0  | 75     |
| 元  | 45  | 38 | 0  | 83     |
| 2  | 128 | 60 | 0  | 188    |

##### ○相談支援実績(延件数)

| 内 訳                      | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元   | 令和2   |
|--------------------------|------|------|------|-------|-------|
| 電話相談・連絡                  | 364  | 351  | 374  | 515   | 785   |
| 訪問・同行支援                  | 123  | 108  | 139  | 175   | 108   |
| 面談                       | 105  | 95   | 120  | 166   | 376   |
| 所内会議                     | 0    | 0    | 8    | 14    | 0     |
| 支援調整会議<br>(支援プラン策定)      | 13   | 17   | 11   | 37    | 24    |
| 支援調整会議<br>(評価実施)         | 10   | 12   | 11   | 35    | 20    |
| その他他機関との会議<br>(支援調整会議以外) | 1    | 0    | 5    | 0     | 3     |
| 他機関との電話照会・協議             | 222  | 195  | 297  | 314   | 473   |
| その他                      | 18   | 42   | 28   | 63    | 133   |
| 合計                       | 856  | 820  | 993  | 1,319 | 1,922 |

#### (5)社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」への参画

青森県内の社会福祉法人が連携し、経済的援助や食糧等の提供、就労・社会参加など、支援が必要な人の早期発見と、制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図ります。

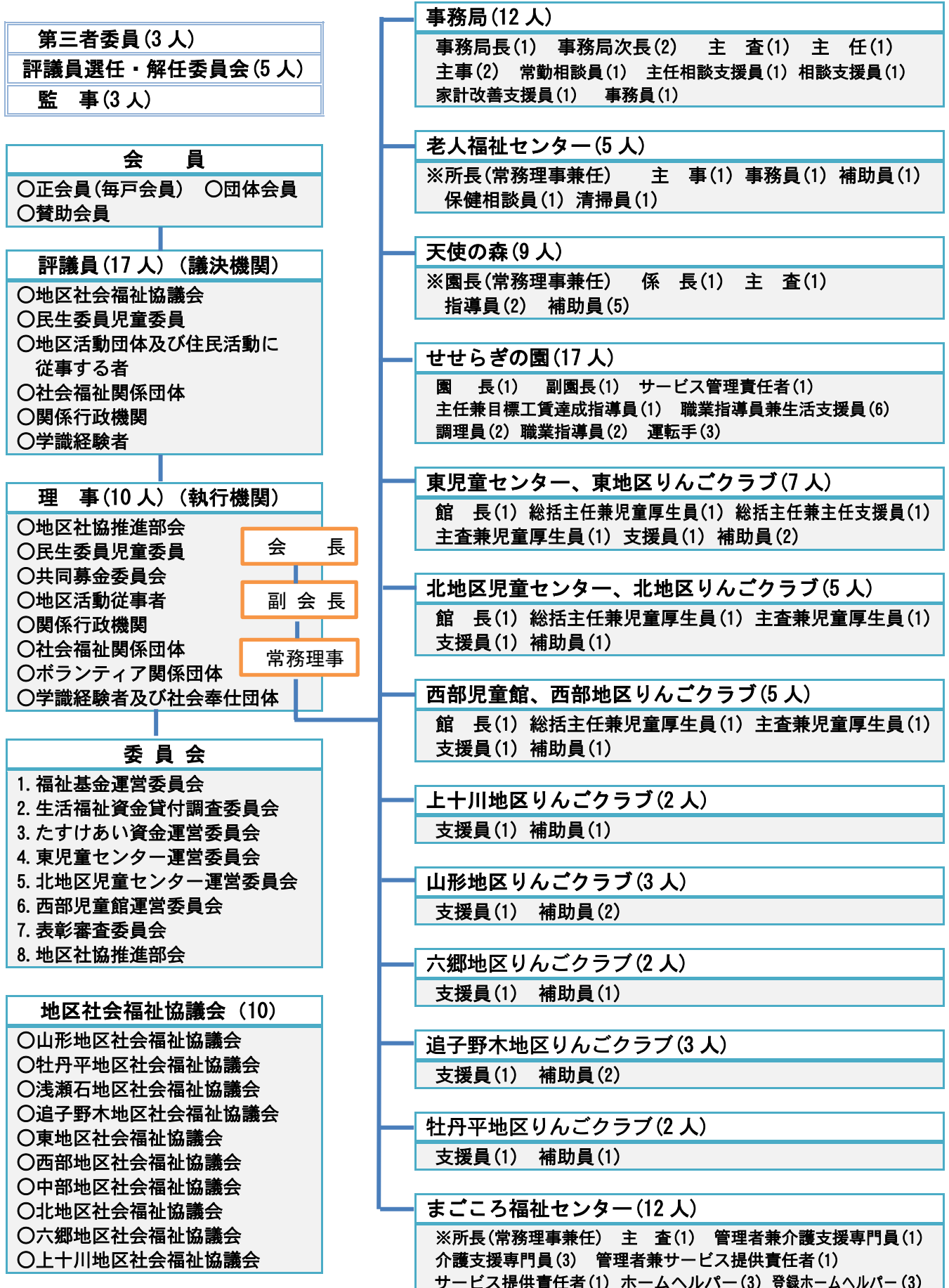
| 年度 | 相談者(人) | 実質利用者(人) | 利用回数(回)<br>※経済的援助 |
|----|--------|----------|-------------------|
| 30 | 7      | 7        | 9                 |
| 元  | 11     | 10       | 20                |
| 2  | 10     | 8        | 12                |



フードバンクによる食糧支援

第5節 黒石市社会福祉協議会の組織図

(令和3年9月1日現在)





# 第 3 章

## 計画の基本目標と基本計画

第 1 節 計画の体系図

第 2 節 基本目標 1「住民の心が通い合う地域づくり」

第 3 節 基本目標 2「安心できる未来に向けての人づくり」

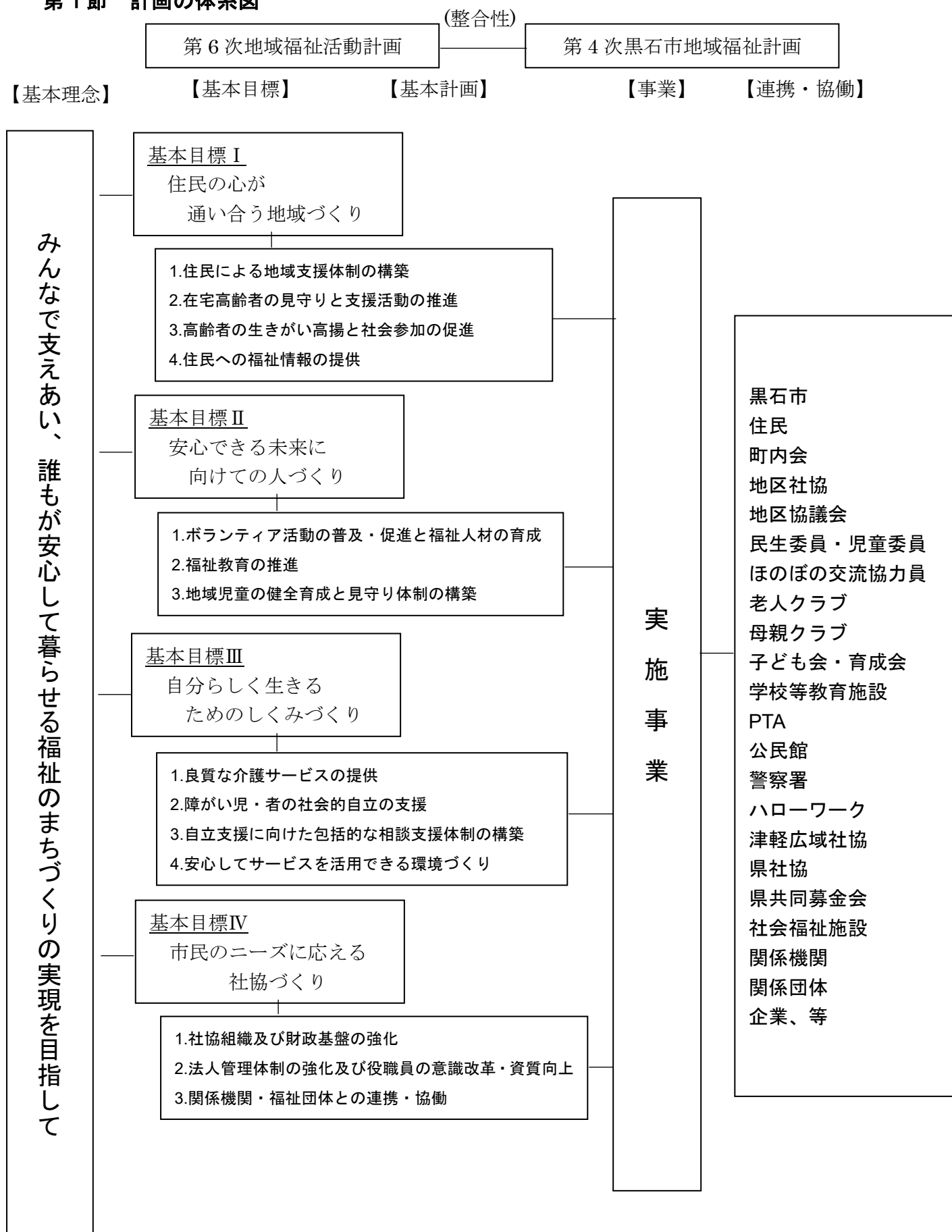
第 4 節 基本目標 3「自分らしく生きるためのしくみづくり」

第 5 節 基本目標 4「市民のニーズに応える社協づくり」



## 計画の基本目標と基本計画

### 第1節 計画の体系図



## 【基本目標】 I. 住民の心が通い合う地域づくり

### 【基本計画】 1. 住民による地域支援体制の構築

少子高齢化や家族のライフスタイルの変化により、一世帯あたりの人数が減少していることから、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加傾向にあるほか、近隣住民の繋がり希薄化が進んでいるため、人との関わり合いを遠慮し、地域社会から孤立した要援護世帯の増加が問題視されています。

このような現状を踏まえ、引き続き町内単位での見守りネットワークの構築と住民参加型の福祉コミュニティを推進するとともに、要援護世帯の実情を考慮しながら、住民共助による「誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり」の体制整備に向けた事業のあり方が求められます。

#### (1)地区社協主体による福祉事業への支援

《協働団体等》地区社協、地域住民

| 実施内容  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 各地区社協の主催事業への支援を行い、それぞれの地区社協の特性を活かしながら、地区社協事業を推進します。 |     |     |     |     |     |

#### (2)町内会等での福祉活動の支援

《協働団体等》地区社協、町内会、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員、老人クラブ

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 町内会や地区社協と協働して助成事業内容の充実を図り、高齢者や子育て世代が集まりやすい小地域ごとのサロンの開催や高齢者宅の除雪など、住民ニーズに基づいた支援活動を推進します。 |     |     |     |     |     |

#### (3)民生委員児童委員活動の支援

《協働団体等》地区社協、町内会、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員

| 実施内容  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談業務を通じて必要な情報の共有を図るなど、民生委員児童委員の日常活動を側面的に支援し、活動を推進します。 |     |     |     |     |     |

#### (4)見守りネットワークの強化

《協働団体等》地区社協、町内会、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 民生委員児童委員やほのぼの交流協力員、町内会長等に向けて啓発活動を行い、町内単位での見守り体制の強化と関係機関との連携体制の充実を図ります。 |     |     |     |     |     |


【基本計画】 2. 在宅高齢者の見守りと支援活動の推進

近年、高齢者の閉じこもりや孤独死、認知症高齢者の増加による虐待や徘徊による行方不明などが顕在化しています。

介護保険等の支援サービスが充実してきていますが、高齢者が安心して地域で生活していくためには、公的なサービスに加えて地域で高齢者を見守るための住民による支援体制を整え、お互いに支え合うことができる地域づくりが求められます。


(1)ほのぼの交流協力員の活動支援

《協働団体等》地区社協、町内会、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員、地域包括支援センター

| 実施内容   | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 未設置町内への働きかけを行うとともに、活動している協力員向けに合同研修会を実施し、活動の充実を図ります。 |  |     |     |     |     |


(2)定期的な訪問体制の充実

《協働団体等》地区社協、町内会、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 黒石市が実施している高齢者地域見守り事業を補完する形で、民生委員児童委員と協働で高齢者世帯一斉訪問を実施し、定期的な訪問活動の促進を図ります。 |  |     |     |     |     |


(3)子どもほのぼの交流事業の実施

《協働団体等》児童館・児童センター、りんごクラブ、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員、地区社協

| 実施内容   | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 各地区の児童館・児童センター、りんごクラブを中心に地区社協等と協働して、地域の高齢者と児童の交流を図ります。 |  |     |     |     |     |

(4)安否確認事業の実施

《協働団体等》県社協、福祉事務所、地域包括支援センター、民生委員児童委員、ボランティア

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 福祉安心電話サービス事業、ボランティアによるふれあいテレホンについて、利用者の声を反映し、行政と連携しながら事業の推進を図ります。 |  |     |     |     |     |

【基本計画】 3. 高齢者の生きがい高揚と社会参加の促進

国では団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が健康で生きがいを持って住み慣れた地域で暮らし続けるため、支えるサービスを一体化して助け合うことができる地域づくりを目指しています。

本市においても高齢化率が33%を超えているなか、高齢者が健康を維持して長生きするためには、生きがいづくりと社会参加の促進が重要です。

高齢者が生き生きとした生活を営み続けるために、地区公民館や老人クラブ等との連携を密にし、社会参加へのきっかけとなる趣味や学習の場の提供を図りながら、リーダー的な人材の発掘や育成が求められます。

(1)黒石型地域包括ケアシステムへの協力

《協働団体等》福祉事務所、地域包括支援センター、地区社協、民生委員児童委員、町内会  
地域住民、関係業者

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくため、市や地区社協、関係機関と協働して、買い物や送迎等の生活課題対策を検討し、住民相互で支え合うことができる地域づくりを推進します。 |     |     |     |     |     |

(2)介護予防事業の充実

《協働団体等》地域包括支援センター、講座参加者、老人福祉センター利用者

| 実施内容  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 介護予防講座支援事業の参加者に対してアンケート等を行い、新規の講座や活動プログラム等の充実を図ります。 |     |     |     |     |     |

(3)老人クラブ組織と事務体制の強化

《協働団体等》地域包括支援センター、市老連、地区老連、単位老人クラブ、公民館

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 老人クラブ会員の加入促進と合わせ、リーダー的な人材の発掘・育成を図り、組織が円滑に運営できるように、市老連事務局や公民館等が支援できる体制の構築に向けて検討します。 |     |     |     |     |     |

(4)教養講座や趣味の講座の充実

《協働団体等》地域包括支援センター、教養講座講師、受講生、老人福祉センター利用者、公民館

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 高齢者のニーズを把握するために老人福祉センターの利用者アンケート等を活用し、ニーズに即した講座づくりと講師の人材発掘を行い、小地域や公民館等でも連携して開催できるような仕組みを構築します。 |     |     |     |     |     |


## 【基本計画】 4. 住民への福祉情報の提供

全ての世代の市民に対し、福祉活動や地域活動、福祉制度に関する情報を提供することにより、様々な社会参加への糸口や受けられる制度などの認知度が広がります。

ホームページによる情報提供のほか、情報機器の操作に不慣れな高齢者に対しては、各事業所や事業に関するパンフレットやチラシ等を作成・配布し誰もが目にすることができる広報啓発活動への取り組みが求められます。


### (1) 広報発行の充実

《協働団体等》市社協広報会議、県社協、地区社協

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 市社協の事業だけでなく、地域においての様々な福祉情報等を提供し、記事の充実を図ります。 |  |     |     |     |     |


### (2) ホームページ、SNS 等による福祉情報の配信

《協働団体等》市社協広報会議、市社協事業所、県社協

| 実施内容   | 3年度   | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|---|-----|-----|-----|-----|
| 市民が福祉情報をより身近に感じられるように、ホームページの充実だけではなく、Facebook や Instagram を活用した情報発信に努めます。 |  |     |     |     |     |

### (3) 市民福祉大会の開催

《協働団体等》黒石市、市民児協、後援団体、協賛団体

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 時勢や市民のニーズに即したテーマによる大会を開催することで、福祉意識の啓発と福祉理解の促進を図ります。 |  |     |     |     |     |

## 【基本目標】 II. 安心できる未来に向けての人づくり

### 【基本計画】 1. ボランティア活動の普及・推進と福祉人材の育成

市社協では、ボランティアセンターを拠点として、登録制による活動の斡旋や、黒石市ボランティア連絡協議会(以下、V連協という)と協働してボランティア活動の普及と推進をしてきました。しかし、少子高齢化に起因する子ども会や育成会活動の停滞、ボランティア登録者や加入団体の会員の減少など、後継者や協力者不足により、ボランティア活動の広がりや陰りが見えているのが現状です。

また、全国的なボランティア活動普及により、県外の家族から支援の問い合わせや、新たに活動登録した方のニーズに対応するメニュー不足の指摘も多くなってきています。

一方で、近年、地震をはじめ台風や集中豪雨等の自然災害が多発し、各地で大きな被害が発生しており、被災地では、行政との連携により災害ボランティアセンターが設置され、その重要性は近年広く認知されているところです。

今後は、ボランティアセンター機能を充実させ、防災意識の向上や市民のボランティアに対するニーズに合ったボランティア講座の開催や活動機会の開拓により、魅力のある活動メニューの作成や、災害ボランティアセンター設置・運営のための体制作りが求められます。

#### (1) ボランティア情報の配信

《協働団体等》V連協、県社協

| 実施内容  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 広報紙やHPを通じて市内のボランティア活動だけでなく、全国各地の先行事例等を紹介し、情報配信の充実に努めます。 | ▶   |     |     |     |     |

#### (2) ボランティア活動調査の実施

《協働団体等》V連協、福祉施設等

| 実施内容                               | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ボランティアニーズを調査し、ニーズに合ったメニュー開発をめざします。 | ▶   |     |     |     |     |

#### (3) ボランティア団体への支援

《協働団体等》市共同募金委員会、地区社協、県共募

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| ボランティア連絡協議会と協働し、市内のボランティア団体の活動資金の助成や団体事務等を援助します。 | ▶   |     |     |     |     |

#### (4) ボランティアセンターの充実と活用の促進

《協働団体等》高校生、市民、V連協、関係団体、県社協

| 実施内容  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 若年層に対してボランティア活動の啓発を行い、活動の活性化を図り、センターの活動の充実をめざします。 | ▶   |     |     |     |     |

## 【基本計画】 2. 福祉教育の推進

現在、市社協では黒石市内のすべての小・中学校と養護学校をボランティア推進校として指定し、児童生徒がボランティアや福祉への理解と関心をもち、ボランティア活動を通して、「福祉の心」をもつ地域の担い手としての意識や気運の醸成を図ることを目的に、ボランティア活動を支援しています。


また、資格取得や職場体験のための実習生等の受け入れや、小学校における総合的な学習の授業での福祉体験が定着するなど、市社協への福祉教育の依頼は年々増加しています。

しかし、福祉教育が推進される一方で、少子高齢化や核家族化によって地域全体の繋がりが希薄化し、児童生徒の多くが地域住民と接する機会が減少しており、学校と地域住民との連携も弱まりつつあるのも現状です。

このような地域情勢の中、児童生徒が、社会福祉に対する理解や関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養い、あわせて活動を通じて地域社会への啓発を図ることを目的とし、学校、家庭、地域が共通理解を持って、福祉教育や世代間交流事業を推進できる基盤整備が重要となってきます。


### (1) ボランティア推進校の活動への支援

《協働団体等》 ボランティア推進校、地区社協、老人クラブ

| 実施内容  | 3年度   | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|---|-----|-----|-----|-----|
| 児童生徒の福祉への認識を深め、自主的な活動の助長につながるよう、小・中学校等での、地域の実情に即したボランティア活動を支援します。 |  |     |     |     |     |


### (2) 実習生の受入の充実

《協働団体等》 市社協事業所、県社協

| 実施内容   | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 資格取得を目的とした実習生に対して、適切なプログラムを設定し、新たな福祉人材の育成を推進します。 |  |     |     |     |     |


### (3) 世代間交流事業の支援

《協働団体等》 地区社協、老人クラブ、子ども会、児童館、ボランティア推進校

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 地域の高齢者を中心に、世代の違う住民間で交流することにより、支え合うことの重要性について住民理解を促進します。 |  |     |     |     |     |

### (4) 福祉体験活動の充実

《協働団体等》 地区社協、ボランティア推進校、地域のボランティア

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 学校等で福祉体験講座やふくしの作文コンクール等を実施し、「たすけあい」や「思いやり」の心を育み、地域で支え合う「ふくしのまちづくり」をめざします。 |  |     |     |     |     |

### 【基本計画】 3. 地域児童の健全育成と見守り体制の構築

近年、不審者の出没や保護者からの虐待、安心して遊べる場の減少など、児童を取り巻く環境が複雑化、悪化していることは否めません。また、少子化や核家族化、共働き家庭の一般化など子どもを取り巻く家族や地域社会の変化に伴い、これまで子どもを産み育ててきた家庭や、それを支えてきた地域の子育て機能が大きく低下しています。

子どもにとって意欲と主体性を育む大切な時間・空間である放課後を安心して過ごせるように、家庭、学校、地域、行政や関係機関等が連携を図りながら全ての地域児童の健やかな育ちを支援することが求められます。

#### (1)放課後児童健全育成事業(りんごクラブ)の実施

《協働団体等》福祉総務課、社会教育課、小学校、公民館、母親クラブ、PTA、育成会等の関係団体

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童にとって放課後の安心できる居場所になるように、地域の特性に合わせた事業を展開します。 |     |     |     |     |     |

#### (2)児童館・児童センター管理運営の充実

《協働団体等》福祉総務課、社会教育課、小学校、公民館、地域のボランティア

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 地域における子どもの余暇活動の拠点として、児童に健全な遊びを提供できるよう体制を整備します。 |     |     |     |     |     |

#### (3)関係機関との連携強化と情報の共有

《協働団体等》学校教育課、社会教育課、福祉総務課、小学校、公民館、民生委員児童委員母親クラブ、PTA

| 実施内容  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 学校やPTA、主任児童委員、行政等関係機関と平時から情報共有を密にし、地域で問題が発生した時に速やかに対応できる体制を構築します。 |     |     |     |     |     |

#### (4)子育て支援事業の推進

《協働団体等》保育園、幼稚園、こども園、小学校、PTA、母親クラブ、福祉総務課、学校教育課放課後等デイサービス

| 実施内容  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保護者の仕事の都合や疾病等の緊急時に子どもの保育を援助するため、平川市・藤崎町・田舎館村の各社協と協働しファミリーサポートセンターの運営を展開します。 |     |     |     |     |     |

## 【基本目標】 III. 自分らしく生きるためのしくみづくり

### 【基本計画】 1. 良質な介護サービスの提供


介護保険制度の見直しなど、在宅における介護福祉サービスの利用は定着してきたが、生活様式の変化も影響して、介護と重複して複数の生活課題を抱えた世帯が増加しています。

また、高齢化の進行とともに認知症における問題行動の増加など、介護する家族の負担がなかなか軽減されず、生活を変化させざるを得ない世帯も多くなっています。

利用者及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように情報の提供と、公平で適切な計画とサービスの提供に努めてきました。今後も関係機関等が連携しながら、より良質なサービスを提供していくことが、住民の信頼を得るための重要な検討課題です。


#### (1)良質で適正なサービスができる基盤体制

《協働団体等》各介護支援事業所、各居宅支援事業所、入所系施設

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 第4次黒石市地域福祉計画アンケート結果をもとに、適正なサービスを提供できるような組織体制と仕組みを強化します。 |  |     |     |     |     |

#### (2)地域包括支援センターとの連携強化

《協働団体等》地域包括支援センター、ランチ受託機関

| 実施内容   | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 高齢者の生活課題やニーズに対応するために、地域包括支援センター並びにランチ間の連携を強化します。 |  |     |     |     |     |

【基本計画】 2. 障がい児・者の社会的自立の支援

ノーマライゼーションの理念のもと、多くのサービスが措置から契約に移行され、障がいのある人たちの個人の尊厳と自己決定による福祉サービスの選択など、障がい児・者に対する理解は大きく変わってきました。

しかし、理念や制度の変化に対して受け入れる地域や社会の体制は決して十分とは言えず、障がい児・者の社会参加が国の政策どおりに進んでいないのも現状です。また、周囲の理解が進んでいないことが、障がいのある人たちやその家族の社会参加を妨げ、虐待にもつながる可能性も高くなってきています。

このような社会情勢の中、地域住民やボランティア、実習生、第三者委員、オンブズマン等をはじめ、多くの人たちと障がい児・者及びその家族が交流することで、障がいの有無によって分け隔てなくお互いの理解を深めていく機会と場所を提供しながら、利用者の幸せのために自立へのサポートができるような体制を作っていきます。

(1)障がいを理解するための啓発活動の促進

《協働団体等》障がい福祉サービス提供事業所、地区社協、町内会、学校、福祉総務課

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 障がいの理解を促進するために、施設の地域開放や社会参加活動を促し、学校や地域へ講師派遣等による啓発活動を実施します。 |     |     |     |     |     |

(2)社会参加促進のための就労支援の充実

《協働団体等》市社協事業所、特別支援学校、関連事業所

| 実施内容                                | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 障がいのある人たちが就労できる事業所の情報収集や職場体験を推進します。 |     |     |     |     |     |

(3)地域住民との交流の促進

《協働団体等》地区社協、町内会、学校、ボランティア

| 実施内容  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 施設の必要性や障がいに対する理解を深めるために、施設所在地域での交流事業を実施します。 |     |     |     |     |     |

【基本計画】 3. 自立支援に向けた包括的な相談支援体制の構築


市社協では、ふれあい相談所を設置するなど、要援護世帯の相談・援助活動を推進してきました。また、相談機能を有する関係機関と情報共有し、連携することで支援の充実を図っています。

一方で、少子・高齢化の進行に伴い、家族の扶養機能が脆弱化して子育て不安、介護問題などの生活課題を抱え込み、孤立化する世帯も急増しています。生活に様々な困難や課題を抱えながらも社会的支援にたどりつけずに困っている人や社会的に排除されがちな人などの増加が見受けられます。経済的な貧困と社会参加の機会の喪失などによる社会的関係性の貧困が重なり、外部から見えにくいのが実情です。

平成 27 年から生活困窮者自立相談支援事業を実施し、生活困窮者や引きこもり状態にある方のニーズを把握し支援していますが、今後も、他機関と協働して積極的なニーズ把握を行うことによって、支援につなげるとともに、見守りなどの継続的支援までを含めた総合的な支援を目指します。


(1)ふれあい相談所の継続

《協働団体等》常勤相談員、市社協職員、民生委員児童委員

| 実施内容                                    | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 相談者の自立を支援できるように、社会資源の把握と相談員の資質の向上を図ります。 |  |     |     |     |     |


(2)生活福祉資金等貸付事業の実施

《協働団体等》市社協、県社協、民生委員児童委員

| 実施内容   | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 総合支援資金や緊急小口資金等の貸付を、生活困窮者自立相談支援事業と連携した支援を推進します。 |  |     |     |     |     |


(3)生活困窮者自立相談支援事業の普及・実施

《協働団体等》生活福祉課、市社協、県社協、関係機関

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 生活困窮者等からの相談に早期かつ包括的に応じて、抱えている課題を適切に評価・分析し、他機関と協働して支援を推進します。 |  |     |     |     |     |

(4)地域包括支援センターブランチ業務の運営

《協働団体等》地域包括支援センター、ブランチ受託機関

| 実施内容   | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 地域包括支援センターとブランチ受託機関が、高齢者の相談に対応・連携して支援を推進します。 |  |     |     |     |     |

【基本計画】 4. 安心してサービスを活用できる環境づくり


誰もが住み慣れた地域において、安心して生活を続けていくことができるように、介護保険制度の充実や障害者総合支援法の改正など、多様化するニーズに対応すべく、福祉サービスは変化しています。

一方、めまぐるしく変わっていく仕組みに対して、施設や関係機関だけでなく窓口となる行政も対応に苦慮する場面があり、利用世帯に情報が的確に伝わっていない場合があることも現実です。

今後は、行政や関係施設と協働して連携体制を更に強化し、ニーズに即した支援を円滑に提供できるように相談窓口や関係事業所の連携及びPR手段を工夫するなど、対象世帯が孤立化しないような配慮が重要になってきます。


(1)総合的な相談支援機能の充実

《協働団体等》地域包括支援センター、市内各事業所、黒石市

| 実施内容   | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| どんな相談でも受け止められる相談窓口のワンストップ化、及び各機関への橋渡し機能の充実を図ります。 |  |     |     |     |     |


(2)利用しやすい相談窓口づくりの推進

《協働団体等》福祉事務所、地域包括支援センター、市内各事業所

| 実施内容                                    | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 安心して福祉サービスが利用できる相談窓口づくりとその周知・啓発に取り組みます。 |  |     |     |     |     |

(3)権利擁護事業の推進

《協働団体等》地域包括支援センター、市社協、広域関係機関、福祉総務課

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 判断能力が十分でなくなっても、地域で安心して暮らせるための支援を行う体制を推進します。 |  |     |     |     |     |

## 【基本目標】 IV. 市民のニーズに応える社協づくり

### 【基本計画】 1. 社協組織及び財政基盤の強化

社会福祉協議会は社会福祉法に基づく地域福祉の推進役として、福祉課題の解決に向けた取り組みを実践する団体として位置づけられており、組織基盤の安定は非常に重要な課題です。


市社協では財政基盤の強化のため、福祉基金の活用や毎戸会員制度や共同募金運動の推進など、自主財源の確保にも力を入れて対応してきました。地区社協や町内会の協力の下に、会費の納入率は90%を超え、納入額の6割を各地区社協へ助成し、各地区での地域福祉活動の支援を行ってきました。さらに、共同募金運動では戸別募金は目安額を上回り、オリジナルピンバッジの作成やSNSでの発信等で幅広く活動を推進してきました。

しかしながら、管理運営費等の60%弱を黒石市等からの補助金や委託費の公的財源で占めています。市内の福祉課題に取り組むためには、黒石市との連携が不可欠であり、公的財源の確保に努める等、財政基盤の強化が必要です。

社協は公共性の高い民間団体として、運営の透明性は不可欠であり、組織の運営は市民から信頼される必要があります。そのために理事会、評議員会と適切な関係を保ち、定期的な監査等による明確な会計や事務処理を行います。


#### (1)理事会・評議員会・部会・委員会の充実

《協働団体等》市社協、広域社協、県社協

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 理事会、評議員会、部会、委員会の充実を図るために、役員研修会の実施等により適切な情報提供を行い、事業の執行とチェック体制の円滑化を推進します。 |  |     |     |     |     |


#### (2)安定的な財源の確保

《協働団体等》市社協、地区社協、広域社協、県社協、理事・評議員選出団体、黒石市

| 実施内容   | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 毎戸会員加入100%に向けて地区社協及び町内会と協働で自主財源の確保を行うとともに、公的財源の確保に向けて黒石市等との情報交換を密にし、信頼に応えられる事業推進を行います。 |  |     |     |     |     |


#### (3)共同募金運動の推進

《協働団体等》市共同募金委員会、地区社協、県共同募金会

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| オリジナルピンバッジの作成、活動についてSNSで発信する等、新しい生活様式の中での共同募金運動を展開することによって、共同募金への関心を高めます。 |  |     |     |     |     |

#### (4)経理体制の充実

《協働団体等》市社協会計会議、広域社協、県社協、税理士事務所

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 「内部監査」や「外部監査」の実施、会計業務集約による内部牽制体制を構築し、ガバナンスの強化を図ります。 |  |     |     |     |     |

【基本計画】 2. 法人管理体制の強化及び役職員の意識改革・資質向上

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉団体・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進することを使命としています。

昨今、複雑多様化している市民のニーズに円滑に対応していくためには、市社協の各職域の連絡体制を密にし、情報を組織として共有し、組織全体で受け止める体制及び調整機能の強化が必要です。そのために、社協職員は既存の業務に精通するだけでなく、狭い福祉に縛られない広い視野と多面的な視点を持ち、新しい課題に取り組める知識や企画力が求められています。現在取り組んでいる、自ら企画し実行するための社協内の組織を横断した各種職員会議の充実是不可欠なものとなっています。

社協が住民に身近な存在であるために、職員が研修会への参加だけでなく、職員自らが企画運営する職員研修の実施、日頃の職場での実践を通じて、資質の向上を図れる環境作りに努めます。

(1)職員会議等の充実

《協働団体等》市社協職員

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 職域及び職員間における情報共有と支援力の向上、職員の資質向上のために、目的別に会議や委員会、事例報告会を開催します。 |     |     |     |     |     |

(2)研修計画に基づく職員の資質及び専門性の向上

《協働団体等》市社協研修会議、広域社協、県社協

| 実施内容  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 毎年、研修計画を立て、職員の職務・職制や経験年数に応じて、希望する研修を受講や資格取得ができるよう支援します。 |     |     |     |     |     |

(3)自己評価の実施と運営改善計画の策定

《協働団体等》市社協運営会議、県社協

| 実施内容  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 青森県市町村社会福祉協議会自己評価指針に基づき市社協の自己評価を実施し、施設・事業において質の向上を図ります。 |     |     |     |     |     |

(4)地域福祉活動計画の推進

《協働団体等》市社協運営会議、市民

| 実施内容   | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 計画の推進のために事業を計画・実施し、HP等で計画内容を掲載し、市民参画による計画を推進します。 |     |     |     |     |     |

【基本計画】 3. 関係機関・福祉団体との連携・協働


「地域共生社会の実現」のために、生活困窮者自立支援制度・重層的支援体制整備事業の創設等の社会福祉法の改正や介護保険制度改正等が行われ、「声を上げられない人への支援」にも目が向けられ、社会保障・福祉政策の大きな転換期を迎えています。制度改革の実行のために、地域住民や地域福祉活動を行う人たち、さらには、支援関係機関や企業・団体等の地域の多様な主体の参画と協働が求められています。

また、県内においては、社会福祉法人が協働して制度の狭間の支援を行うためのネットワークが発足し、社会福祉法人の社会貢献活動の気運が高まっています。

これまで、社協は福祉だけでなく教育関係を含めた各機関・団体とネットワークを構築し、連携・協力をしてきましたが、これまで培ってきた連絡調整機能を活かし、今後も、行政はもちろんのこと社会福祉法人、地区社協、町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体、老人クラブ、学校等と連携を密にし、コミュニティソーシャルワーク機能の充実を図ります。


(1)社協ネットワークの活用

《協働団体等》広域社協、県社協、全社協

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 他市町村、都道府県、全国の社協ネットワークを活用しながら先駆的な活動等を情報収集し、市社協活動の充実を推進します。 |  |     |     |     |     |


(2)福祉事務所等行政機関との協働

《協働団体等》黒石市

| 実施内容   | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 市社協は行政とともに、市全域を視野に地域福祉を推進する組織であり、公私共同の原則に基づき、行政とのパートナーシップを強化します。 |  |     |     |     |     |


(3)教育機関との連携強化

《協働団体等》教育委員会、学校、公民館、地区協議会、ボランティア団体

| 実施内容   | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 教育委員会や公民館と協働し地域団体の支援や、学校と連携して個別支援や児童・生徒に関する事業を推進します。 |  |     |     |     |     |


(4)地域団体との協働による地域活動の推進

《協働団体等》地区協議会、町内会、育成会、子ども会、老人クラブ、母親クラブ等

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 地域の特性を活かしながら、地域福祉活動が推進できるように助成活動等の活動支援を行い、地域の福祉力を強化します。 |  |     |     |     |     |

(5)社会福祉法人との連携

《協働団体等》県社協、県内社会福祉法人、市内社会福祉法人

| 実施内容  | 3年度  | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 社会福祉法人の社会貢献活動に参加し、制度の狭間のニーズや生活課題を具体的に解決します。また、市内社会福祉法人間の情報交換会を実施するなど、連携のあり方について検討します。 |  |     |     |     |     |



# 資料



## 第6次 黒石市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人黒石市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)における地域福祉推進の総合的な活動指針となる『地域福祉活動計画』を策定するために、地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 黒石市地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会福祉法人黒石市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めること。

### (組 織)

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる各号から市社協会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉施設
- (2) 福祉関係団体
- (3) 地域住民代表
- (4) 教育関係団体
- (5) 行政関係者
- (6) 学識経験者

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和4年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

### (会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

**(検討委員会)**

第7条 計画策定を円滑にするため、検討委員会を置くことができる。

2 検討委員は会長が任命する。

3 検討委員会の任期は、策定委員の任期と同様とする。

**(庶務)**

第8条 委員会の庶務は、市社協事務局において処理する。

**(雑則)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は市社協会長が委員長と協議して定める。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 第6次黒石市地域福祉活動計画「策定委員会」委員名簿

| NO | 氏名      | 所属・職名                    | 選出区分   |      |
|----|---------|--------------------------|--------|------|
| 1  | 浅原 圭介   | 黒石市保育連合会 会計              | 社会福祉施設 | 委員   |
| 2  | 長谷川 美由紀 | すみれ特別養護老人ホーム施設長          | 社会福祉施設 | 副委員長 |
| 3  | 成田 秀範   | 障害者支援施設山郷館くろいし総合施設長      | 社会福祉施設 | 委員長  |
| 4  | 棟方 義光   | 黒石市老人クラブ連合会 会長           | 福祉関係団体 | 委員   |
| 5  | 木村 まゆみ  | 黒石市ボランティア連絡協議会 副会長       | 福祉関係団体 | 委員   |
| 6  | 内山 博文   | 黒石市民生委員児童委員協議会 副会長       | 福祉関係団体 | 委員   |
| 7  | 後藤 勲美   | 上十川地区振興協議会 会長            | 地域住民代表 | 委員   |
| 8  | 佐藤 禮子   | 山形地区社会福祉協議会 会長           | 地域住民代表 | 委員   |
| 9  | 村上 照幸   | 黒石市連合PTA 会長              | 教育関係団体 | 委員   |
| 10 | 松山 正孝   | 黒石市校長会 会長(中郷中学校校長)       | 教育関係団体 | 委員   |
| 11 | 葛西 孝幸   | 青森県立保健大学 健康科学部 社会福祉学科 助教 | 学識経験者  | 委員   |
| 12 | 佐藤 千枝子  | 黒石市地域包括支援センター 所長         | 行政関係   | 委員   |

## 「策定委員会」開催状況

| NO | 年月日           | 内容                     |
|----|---------------|------------------------|
| 1  | 令和3年7月1日(木)   | 委嘱状交付、計画の概要、基本方針について   |
| 2  | 令和3年8月30日(月)  | 基本目標ごとの基本計画について、計画の体系図 |
| 3  | 令和3年10月26日(火) | 計画の原案について、答申について       |

答申の画像を掲載予定

## 第6次黒石市地域福祉活動計画「検討委員会」委員名簿

| No. | 氏名     | 備考                      |      | 担当 |
|-----|--------|-------------------------|------|----|
| 1   | 久塚 孝   | 東地区社会福祉協議会 事務局長         | 委員   | ①  |
| 2   | 村上 直嗣  | 黒石市教育委員会 社会教育課 主幹       | 委員   | ①  |
| 3   | 須藤 千穂  | 六郷公民館(六宝館) 主任事務員        | 委員   | ①  |
| 4   | 棟方 桂子  | 黒石市社会福祉協議会 苦情解決第三者委員    | 委員   | ①  |
| 5   | 工藤 和仁  | 黒石市社会福祉協議会(老人福祉センター事務員) | 委員   | ①  |
| 6   | 池田 守臣  | 市連合PTA 事務局長             | 委員   | ②  |
| 7   | 齋藤 準也  | おもちゃの図書館～“わ”の部屋～ 代表     | 委員長  | ②  |
| 8   | 對馬 弘樹  | 黒石市教育委員会 指導課指導主事        | 委員   | ②  |
| 9   | 葛西 幸恵  | 社会福祉法人 五倫会 美郷こども園 保育教諭  | 委員   | ②  |
| 10  | 木村 知里  | 黒石市社会福祉協議会(事務局主事)       | 委員   | ②  |
| 11  | 津川 大志  | 黒石市 生活福祉課 主幹            | 委員   | ③  |
| 12  | 田中 良子  | 黒石特別養護老人ホーム 主任介護支援専門員   | 副委員長 | ③  |
| 13  | 左川 武文  | 青森県立黒石養護学校 進路指導主事       | 委員   | ③  |
| 14  | 佐々木 直通 | NPO 法人 Sky 理事長          | 委員   | ③  |
| 15  | 毛利 洋平  | 黒石市社会福祉協議会(事務局主任)       | 委員   | ③  |
| 16  | 古澤 一真  | 弘前市社会福祉協議会 総務課主事        | 委員   | ④  |
| 17  | 村上 陽心  | こみせ通り商店街振興組合代表          | 委員   | ④  |
| 18  | 葛西 裕美  | 青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室長   | 委員   | ④  |
| 19  | 石澤 勝利  | 黒石市 福祉総務課 課長補佐          | 委員   | ④  |
| 20  | 佐々木 雄輔 | 黒石市社会福祉協議会(事務局次長)       | 委員   | ④  |

- ①基本目標1 「住民の心が通い合う地域づくり」
- ②基本目標2 「安心できる未来に向けての人づくり」
- ③基本目標3 「自分らしく生きるためのしくみづくり」
- ④基本目標4 「市民のニーズに応える社協づくり」

### 「検討委員会」開催状況

| NO | 年 月 日                                | 内 容                                  |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1  | 令和3年4月27日(火)                         | 委嘱状交付、計画の概要、基本目標の検討                  |
| 2  | 令和3年5月24日～28日<br>(分科会ごとに開催)          | 基本目標の修正と検討、黒石市の現状と課題<br>第5次計画との摺り合わせ |
| 3  | 令和3年7月27日～<br>令和3年8月6日<br>(分科会ごとに開催) | 基本目標の整理、課題と現状の文章化、実施事業<br>計画内容の検討    |
| 4  | 令和3年9月                               | ※新型コロナウイルス感染防止のため、書面審<br>議にて開催       |



第1回策定委員会 (R3. 7. 1) 社会福祉センター



第1回検討委員会 (R3. 4. 27) 西部地区センター



検討委員会 (基本目標ごとの協議)